

平成29年10月吉日

平成29年度 水槽診断士更新講習受講対象者の皆様へ

一般財団法人 ベターリビング

『平成29年度 既設特定住宅部品診断士（水槽診断士）更新講習』のご案内

拝啓、時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

一般財団法人ベターリビングは、平成23年度に日本給水タンク工業会より「水槽診断士認定制度」の移管を受け、既設特定住宅部品（貯水槽）の診断事業として運営を行っております。

更新対象者の受講につきましては、従来「やむを得ず受講できなかったものは加盟会社の承認をもって1年のみ有効とし次回の更新講習会を受講するものとする。」となっておりましたが、制度移管に伴い「有効期間満了の前1年又は2年以内に財団が行う登録の更新のための講習を修了し、有効期間満了の1月前までに登録の更新の申請をして、登録の更新を受けるものとする。」に変わりました。

今回の更新講習受講対象者は、次の 3. ①、②の該当する方となります。対象の皆様は、更新講習について下記の通りご案内をさせていただきます。

なお、平成29年度を持ちまして、当財団が行う既設特定住宅部品診断士（水槽診断士）登録講習は終了となります。今年度新規・更新で登録される方並びに、現在登録されている方の登録情報については、有効期間中は引き続き当財団HPで公表させていただきます。

記

1. 講習会の名称

平成29年度 既設特定住宅部品診断士（水槽診断士）更新登録講習

2. 講習会の実施時期・場所

- (1) 平成29年12月13日（水） 大阪会場（毎日インテシオ 4階 F会議室）
- (2) 平成29年12月20日（水） 東京会場（ベターリビング 7階 会議室）

3. 受講対象者

- ①登録有効期限が2018年3月31日の者（5年目受講）
- ②登録有効期限が2019年3月31日の者（4年目受講）

つきましては、別添資料1「更新講習会開催要領」のとおり本年度の更新講習を開催致しますので、受講のうえ更新登録の手続きをしていただきますようお願い申し上げます。

敬具

【参考 - 1】 制度の移管に伴い更新講習について変わった部分（抜粋）

<p>移管前（日本給水タンク工業会） 水槽診断士認定制度規程 第6条-1 第2項 登録証の有効期間は、発行日より5年間とする。 第6条-3 第1項 5年毎の有効期間満了前に講習を修了することにより、更新の登録ができる。更新の登録及び更新講習の時期や手続き方法については、事前に案内するものとする。 第3項 <u>やむを得ず受講できなかつたものは加盟会社の承認をもって1年のみ有効とし次回の更新講習会を受講するものとする。</u></p>	➡	<p>移管後（一般財団法人 ベターリビング） 特定住宅部品にかかる優良取替事業等推進規程 第28条 第1項 <u>既設部品診断士の登録の有効期間は、登録の日から起算して5年を経過する日の属する会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）の末日とする。</u> （.....部：2013年4月18日改正） 第2項 既設部品診断士（水槽診断士）が、登録の有効期間満了後も引き続き登録を受けようとするときは、<u>有効期間満了の前1年又は2年以内に財団が行う登録の更新のための講習を修了し、有効期間満了の1月前までに登録の更新の申請をして、登録の更新を受け</u>るものとする。</p>
--	---	--

本年度の更新講習受講対象者は、以下となります。

- ① 登録有効期間が2018年3月31日の者・・・日本給水タンク工業会の指定講習受講から、5年目に当たる者
- ② 登録有効期間が2018年3月31日の者・・・本来は来年度が5年目の更新講習受講だが、4年目に受講できる者

	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
①2012年度 資格取得者 登録有効期限 (2018.3.31)	○					◎						
							有効期間5年目の年度末					
②2013年度 資格取得者 登録有効期限 (2019.3.31)		○				▲						
							有効期間5年目の年度末					

凡例：○認定講習 ◎更新講習（5年目更新） ▲更新講習（4年目更新）

【参考 - 2】 特定住宅部品にかかる優良取替事業等推進規程の改正内容

旧（平成23年10月24日施行）	新（平成25年4月18日施行）
<p>第3章 既設特定住宅部品の診断 （登録の有効期間及び更新） 第28条 取替工事管理者の登録の有効期間は、5年とする。</p>	<p>第28条 既設部品診断士の登録の有効期間は、<u>登録の日から起算して5年を経過する日の属する会計年度（4月1日から3月31日まで）の末日までとする。</u></p>

更新講習会開催要領

1. 開催日時及び開催場所

※①、②いずれか最寄りの会場にて受講願います。

- ① 平成 29年 12月 13日（水）大阪会場（毎日インテシオ 4階 F会議室）

大阪府大阪市北区梅田3-4-5

【大阪会場受付：9時 20分 講習会：10 時 00 分～16 時 30 分】

- ② 平成 29年 12月 20日（水）東京会場（ベターリビング 7階 会議室）

東京都千代田区富士見2-7-2 ステージビルディング7階

【東京会場受付：9時 20分 講習会：10 時 00 分～16 時 30 分】

※東京会場は定員 60名、大阪会場は定員 65名です。受付期間中でも定員になり次第締切りとなりますので、なるべくお早めにお申し込みください。

なお、締切り後の申込者が多い場合には、新たに講習会を開催する予定であり、受講申込みをされた方で今回受講できなかった方には、別途ご案内いたします。

2. 受講対象者

- ①登録有効期間が2018年 3月 31日の者（5年目受講）
②登録有効期間が2019年 3月 31日の者（4年目受講）

3. 登録講習受講料・登録料

12,000 円（登録講習受講料 10,000円＋登録料 2,000円）

※ 講習の審査結果が不合格の方には、後日登録料を返還いたします。

※また、講習日の前日までの届出がなく講習を受講されなかった方には、講習受講料・登録料を返還いたしませんのでご了承ください。

4. 講習会受講・登録申込

- ① 受講希望者は、一般財団法人ベターリビングのホームページ(<http://www.cbl.or.jp>)より「既設特定住宅部品診断士（水槽診断士）更新講習受講・登録申込書」及び「既設特定住宅部品診断士（水槽診断士）更新講習 受講票」をダウンロードし、必要事項を記入してください。

「既設特定住宅部品診断士（水槽診断士）更新講習・登録申込書」の所定の欄にカラー写真（縦3.0cm、横2.5cm、単身、脱帽、正面上半身のもの、裏面に氏名を記入（水性ペン不可））を貼付してください。

- ② 更新講習受講料・更新登録料（12,000 円）を指定の銀行口座に振り込み、振込金受領書（銀行発行）のコピーを「既設特定住宅部品診断士（水槽診断士）更新講習・登録申込書」の裏面に貼付してください。

指定の銀行口座

(振込手数料は、受講者側でご負担願います。)

銀行名：みずほ銀行	支店名：丸の内中央支店	口座の種類：普通
口座番号：1013401	口座名義人：一般財団法人ベターリビング	

③「既設特定住宅部品診断士（水槽診断士）更新講習受講・登録申込書」及び「既設特定住宅部品診断士（水槽診断士）更新講習 受講票」を下記申込先まで郵送してください。

5. 申込受付期間

締切日：平成 29年11月29日（水）（当日消印有効）

6. 受講票の送付

受講申込書を確認後、本人宛に受講票を送付いたします。

※ 12月 6日（水）までに受講票が届かない場合は、下記問合せ先までご連絡ください。

7. 講習会プログラム

別添資料 2を参照してください。

【 申込先・問合せ先】

〒102-0071 東京都千代田区富士見2-7-2 ステージビルディング 6階



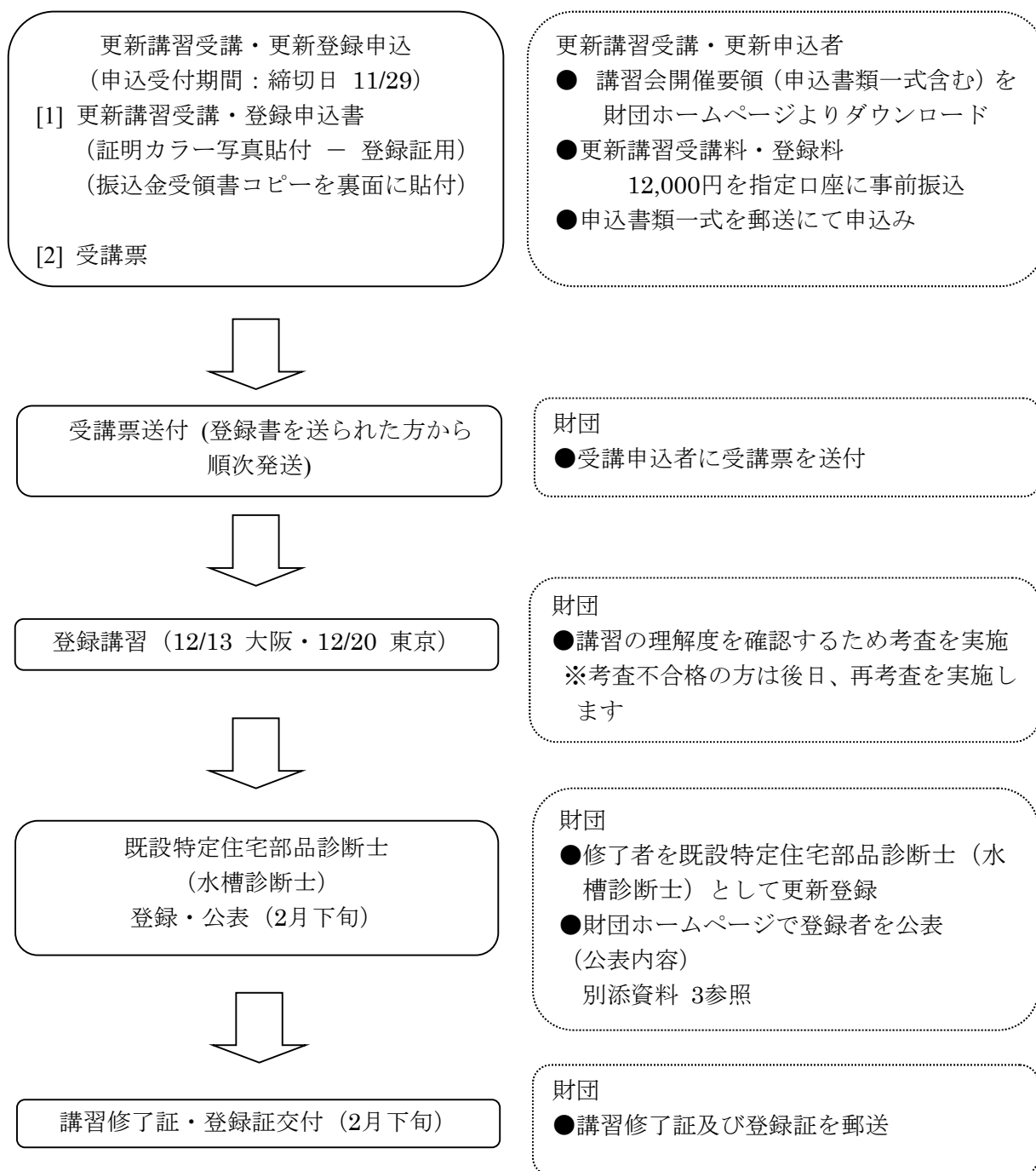
一般財団法人 ベターリビング 住宅部品事業推進部

水槽診断士講習係 担当者 石神

TEL 03-5211-0572

以上

【参考】既設特定住宅部品診断士（水槽診断士）登録までの流れ



※ 登録の有効期間及び更新登録について

登録の有効期間は、「登録の日から起算して5年を経過する日の属する会計年度（4月1日から翌年の3月31日まで）の末日まで」です。

平成29年度

既設特定住宅部品診断士（水槽診断士）講習プログラム

〈東京会場〉 日 時：平成 29年 12月 13日（水）
会 場：毎日インテシオ 4階 F会議室
大阪府大阪市北区梅田3-4-5

〈大阪会場〉 日 時：平成 29年 12月 20日（水）
会 場：ベターリビング 7階 会議室
東京都千代田区富士見2-7-2 ステージビルディング

9：20～10：00

受付（10時5分までに受付を済ませてください）

10：00～10：05

オリエンテーション

10：05～10：10

挨拶

10：10～10：30

特定住宅部品にかかる優良取替事業等推進制度について

10：30～12：00

水槽の要求品質と劣化診断について①

*****お昼休憩（60分）*****

13：00～14：30

水槽の要求品質と劣化診断について②

*****休憩（10分）*****

14：40～15：40

診断の事例報告

*****休憩（10分）*****

15：50～16：30

修了考査（※考査不合格の方には再考査を後日連絡、実施致します。）

※プログラムは変更する場合があります。

【事務局連絡先：03-5211-0572】
【当日緊急連絡先：080-6806-2716】

〈東京会場〉



JR「飯田橋駅」西口から2分

地下鉄有楽町線・南北線・東西線・都営大江戸線「飯田橋駅」A4出口から2分

〈大阪会場〉



JR「大阪駅」桜橋口から8分
阪神「梅田駅」から8分

JR環状線「福島駅」から5分
地下鉄「西梅田駅」から8分

既設特定住宅部品診断士(水槽診断士)更新講習受講・登録申請書

平成 29年 月 日

一般財団法人ベターリビング
理事長 井上 俊之 様

既設特定住宅部品診断士(水槽診断士)更新講習の受講を申し込みます。
講習修了後、既設特定住宅部品診断士(水槽診断士)の登録を申し込みます。(太枠内記入、※印欄は未記入)

フリガナ							※受講番号
氏名	Ⓜ						※
生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	年	月	日	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	
希望受講地	<input type="checkbox"/> 大阪 <input type="checkbox"/> 東京	※登録の対象となる特定住宅部品の品目名 : 貯水槽					
フリガナ							
住所	〒						
連絡先	TEL:						
勤務先名称							
勤務先所属	(部・課・職位)						
勤務先住所							
勤務先連絡先	TEL:						
実務経験 証明欄	貯水槽関連業務の実務 年(昭和・平成 年 月～昭和・平成 年 月)						
	実務の内容(具体的に記入)						
	上記の実務経験の内容は、事実と相異なることを証明します。 証明者 勤務先名 氏名 Ⓜ						

- 備考
1. □のある欄は該当する□の中にレ印を付けること。
 2. ※印欄には記入しないこと。
 3. 実務経験証明欄は、現在または最終勤務先の上司の証明を受けてください。

写真貼付

たて 3.0cm
よこ 2.5cm

①脱帽・正面上半身
②撮影後6ヶ月以内
③裏面に氏名記入
④カラー写真
⑤全面のりつけ

※登録番号	※
※有効期限	※

写真撮影日 平成 年 月 日

上記記載の個人情報については、本申請に関する連絡事項のほか、事業の運営等に関する連絡事項、登録等に関する情報等のご案内の送付に利用させていただくことがあります。

既設特定住宅部品診断士(水槽診断士)更新講習 受講票

当日はこの受講票をご提示ください。

受講地	<input type="checkbox"/> 大阪 <input type="checkbox"/> 東京
※受講番号	※
氏名	

1. 該当する□の中にレ印を付けること。
2. ※印欄には記入しないこと。

ベターリビング使用欄

受付	備考

(注)当日は筆記用具を必ずご持参ください。

原則として10時05分までに入场していない場合は、受講を認めませんので、遅刻しないようにお願いします。

既設特定住宅部品診断士（水槽診断士）ホームページ公表に関して

平成 29 年 10 月吉日

現在、既設特定住宅部品診断士（水槽診断士）の講習を修了し、水槽診断士として当財団に登録された皆様につきましては、氏名、登録番号、登録日、登録の有効期限を当財団ホームページに掲載して公表しております。（詳細は当財団ホームページ「水槽診断士登録者一覧」をご覧ください。）

しかしながら現行の公表内容では企業名や問合せ先の電話番号等が掲載されておらず、診断を希望されるお客様等からの問合せに活用もされにくい状況を踏まえ、新たに企業名称、企業ホームページリンク（URL）、連絡先、対応可能地域を加えた形式に改訂し、公表することを予定しております。（下記「ホームページ改訂イメージ」参照）

つきましては、既設特定住宅部品診断士（水槽診断士）ホームページ公表希望申込み用紙（別紙 1）に必須事項をご記入の上、登録申請書・受講票と同梱して郵送頂くか、または受講当日に係の者にお渡しくださいますようお願い申し上げます。（希望しない方も「希望しない」にチェックを入れ、ご提出願います。なお、本申込み用紙を提出されなかった場合は「希望しない」ものとして取扱いさせていただきます。）

また、ホームページに掲載された情報について変更が生じた場合は、変更対応致しますので、当財団にお問合せください。

ホームページ改訂イメージ

登録日	企業名称	企業リンク	連絡先	氏名	登録番号	登録有効期限	対応可能地域(※1)
20XX年X月X日	株式会社●●	https://www	TEL:000-000-000	△△ △△	00-0000	20XX年X月X日	東京都
20XX年X月X日	株式会社▽▽	https://www	TEL:000-000-002	△△ △△	00-0000	20XX年X月X日	大阪府
20XX年X月X日	同上	同上	TEL:000-000-003	〇〇 ××	00-0000	20XX年X月X日	大阪府
20XX年X月X日	※※有限公司	https://www	TEL:000-000-004	〇〇 △△	00-0000	20XX年X月X日	東京都/神奈川県
20XX年X月X日				◇◇ ◇◇	00-0000	20XX年X月X日	

希望しない
(※2) →

※1:対応可能地域とはご自身（または勤務先企業）が診断を希望されるお客様等の問合せに対して、どの地域まで対応が可能かを公表する欄となります。対応が可能であれば、特定の県だけでなく「関東全体」のような大まかな記載でも構いません。登録者様の判断の上、ご記入ください。なお目処がつかない場合は空欄でも構いません。

※2:「希望しない」の方は現行通りの公表内容とします。

既設特定住宅部品診断士(水槽診断士)ホームページ公表希望申込み用紙
(別紙1)

平成29年 月 日

別添資料 4をお読みのうえ、ご記入ください。(□のある欄には、□の中にレ点を付けてください)
この用紙を登録申請書・受講票と同梱の上郵送頂くか、または受講当日にお持ちになり、係の者にお渡しください。

公表希望	する <input type="checkbox"/>	しない <input type="checkbox"/> (希望しない方は氏名のみ記入してください)
フリガナ		
氏名	⑩	
企業名称		
企業リンク		
連絡先		
対応可能地域		
